

事業担当課一覧（重点項目）

事業番号	事業	重点項目	基本目標	プラン記載ページ	担当課①	担当課②	担当課③
3	教育・保育の見込量と確保方策	(1)教育・保育の見込量と確保方策（全体）	Ⅱ	P50、51	幼児保育課	-	-
		(2)①教育・保育の見込量と確保方策（北部エリア）	Ⅱ	P52	幼児保育課	-	-
		(2)②教育・保育の見込量と確保方策（中央部エリア）	Ⅱ	P53	幼児保育課	-	-
		(2)③教育・保育の見込量と確保方策（南部エリア）	Ⅱ	P54	幼児保育課	-	-
4	地域子ども子育て支援事業音見込み量と確保方策	①利用者支援事業	Ⅰ	P55	こども政策課	幼児保育課	こども未来センター
		②地域子育て支援拠点事業	Ⅰ	P55	こども政策課	-	-
		③一時預かり事業（幼稚園型、幼稚園型イ以外）	Ⅰ	P56	幼児保育課	こども政策課	-
		④病児保育事業	Ⅰ	P57	幼児保育課	-	-
		⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	Ⅰ	P57	こども政策課	-	-
		⑥子育て短期支援事業	Ⅰ	P58	こども未来センター	-	-
		⑦乳児家庭全戸訪問事業	Ⅰ	P58	こども未来センター	-	-
		⑧妊婦健康診査事業	Ⅰ	P59	こども未来センター	-	-
		⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業	Ⅰ	P59	こども未来センター	こども政策課	-
		⑩時間外保育事業（延長保育事業）	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	Ⅲ	P61	こども育成課	-	-
		⑭放課後子供教室	Ⅲ	P62	こども育成課	-	-
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	①子育てのための施設等利用給付について	Ⅱ	P63	幼児保育課	-	-
		②茨城県との連携について	Ⅱ	P63	幼児保育課	-	-

重点項目評価表（評価の基準）

評価	進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値）	
A	計画通り又は 計画に先行して進んでいる	100%以上
B	おおむね計画通り	80%-100%未満
C	遅れが生じている	50%-80%未満
D	大幅に遅れが生じている	50%未満

※数値は目安であり、数値に現れない事情等により数値が伸びなかった等の場合には、数値の範囲にかかわらず評価を行っています。

重点項目評価表（評価一覧）

事業番号	事業	重点項目	評価			
3	教育・保育の見込量と確保方策	(1)教育保育の見込量 (全体)	1号認定		A	
			2号認定		A	
			3号認定	0歳児	A	
				1・2歳児	A	
			(2)①教育保育の見込量 (北部エリア)	1号認定		A
				2号認定		B
		3号認定		0歳児	A	
			1・2歳児	B		
		(2)②教育保育の見込量 (中央部エリア)	1号認定		A	
			2号認定		A	
			3号認定	0歳児	A	
				1・2歳児	A	
(2)③教育保育の見込量 (南部エリア)	1号認定		A			
	2号認定		A			
	3号認定	0歳児	A			
		1・2歳児	A			
4	地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策	①利用者支援事業	基本型・特定型		A	
			母子保健型		A	
		②地域子育て支援拠点事業	施設数		A	
			出張ひろば数		A	
		③一時預かり事業	幼稚園型	在園児対象型		A
				施設数		A
			幼稚園型以外	全体		A
				うち一時預かり	A	
		施設数			A	
					A	
		④病児保育事業	病児対応型		A	
			施設数		A	
⑤子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	全体		B			
	うち就学後		B			
	提供会員数		B			

事業番号	事業	重点項目	評価		
4	地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策	⑥子育て短期支援事業	確保人数		A
			施設数		A
		⑦乳児家庭全戸訪問事業			B
		⑧妊婦健康診査事業	延べ回数		B
		⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業			B
		⑩時間外保育事業(延長保育事業)			A
		⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	物品購入費等		A
			副食費		A
		⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			
		⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	新たに開設する公設児童クラブの箇所数		A
			新たに開設する公設児童クラブのクラブ数		A
			新たに開設する民間児童クラブのクラブ数		A
		⑭放課後子供教室	放課後子供教室のイベント開催	イベント実施回数	B
			放課後子供教室の定期開催実施校	学校数	A
イベント実施回数	B				
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	①子育てのための施設等利用給付について			
		②茨城県との連携について			

3(1) 教育・保育の見込量と確保方策（全体）（プランP.50）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の施設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

区分	1号認定			2号認定			3号認定						
	プラン記載値	実際の量	評価	プラン記載値	実際の量	評価	プラン記載値		実際の量		評価		
							0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
①量の見込み	1,502	1,443		4,701	4,845		771	2,991	500	3,135			
②確保方策	特定教育・保育施設	3,167	2,673		4,962	5,100		847	2,623	876	2,696		
	確認を受けない幼稚園	1,370	420		40	0				0	0		
	特定地域型保育事業		0			0		85	334	88	350		
	企業主導型保育施設の地域枠		0		94	94		37	102	37	102		
③確保見込量（②の合計）	4,537	3,093	A	5,096	5,194	A	969	3,059	1,001	3,148	A	A	
過不足（③-①）	3,035	1,650		395	349		198	68	501	13			

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

（1号について）

- ・公立幼稚園の定員減により、1号の実際の量が計画に対して不足となっている。
- ・確認を受けない幼稚園4施設のうち、3施設が特定教育・保育施設へ移行しているため、確認を受けない幼稚園の実際の量が計画に対して不足となっている。

※ 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

3(2)① 教育・保育の見込量と確保方策（北部エリア）（プランP.52）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

区分	1号認定			2号認定			3号認定						
	プラン記載値	実際の量	評価	プラン記載値	実際の量	評価	プラン記載値		実際の量		評価		
							0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
①量の見込み	49	42		352	355		32	183	25	208			
②確保方策	特定教育・保育施設	240	540		548	530		36	196	42	188		
	確認を受けない幼稚園	840	420										
	特定地域型保育事業												
	企業主導型保育施設の地域枠												
③確保見込量（②の合計）	1,080	960	A	548	530	B	36	196	42	188	A	B	
過不足（③-①）	1,031	918		196	175		4	13	17	-20			

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

（1号について）

・吉沼幼稚園が確認を受けない幼稚園から特定教育・保育施設に移行したため、確認を受けない幼稚園の確保方策の達成率が50%となっている。

・公立幼稚園の定員減により、1号の実際の量が計画に対して不足となっている。

※ 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

3(2)② 教育・保育の見込量と確保方策（中央部エリア）（プランP.53）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

区分	1号認定			2号認定			3号認定						
	プラン記載値	実際の量	評価	プラン記載値	実際の量	評価	プラン記載値		実際の量		評価		
							0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
①量の見込み	1,349	1,276		4,112	4,265		709	2,691	456	2,797			
②確保方策	特定教育・保育施設	2,441	1,695		4,117	4,264		770	2,295	787	2,361		
	確認を受けない幼稚園	530	0		40	0							
	特定地域型保育事業							85	334	88	350		
	企業主導型保育施設の地域枠				94	94		37	102	37	102		
③確保見込量（②の合計）	2,971	1,695	A	4,251	4,358	A	892	2,731	912	2,813	A	A	
過不足（③－①）	1,622	419		139	93		183	40	456	16			

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

（1号について）

令和6年4月よりアカデミア幼稚園、つくば白帆幼稚園が確認を受けない幼稚園から特定教育・保育施設に移行し、中央部において、確認を受けない幼稚園が0施設となっている。

公立幼稚園の定員減にともない、1号の実際の量が計画に対して不足となっている。

※ ①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

3(2)③ 教育・保育の見込みと確保方策（南部エリア）（プランP.54）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込みを勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

令和5年度	区分	1号認定			2号認定			3号認定					
		プラン記載値	実際の量	評価	プラン記載値	実際の量	評価	プラン記載値		実際の量		評価	
								0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児
	①量の見込み	104	125		237	225		30	117	19	130		
② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	486	438		297	306		41	132	47	147		
	確認を受けない幼稚園												
	特定地域型保育事業												
	企業主導型保育施設の地域枠												
	③確保見込量（②の合計）	486	438	A	297	306	A	41	132	47	147	A	A
	過不足（③-①）	382	313		60	81		11	15	28	17		

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※ ①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

4① 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和5年度評価

(単位：か所)

	①量の見込み	②確保方策	③実際の確保量	評価
基本型・特定型	2	2	2	A
母子保健型	4	4	4	A

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

4② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

(単位：か所)

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数)	211,042	②確保方策	施設数	10	
			出張ひろば数	6	
①実際の量 (年間利用人数)	77,862	③実際の確保量	施設数	11	A
			出張ひろば数	7	A

参考

施設数・・・地域子育て支援拠点数
 出張ひろば数・・・
 春日交流センター（子育て総合支援センター、なないろくらぶ）
 北条保育所（子育て総合支援センター）
 市民ホールやたべ（おとなり、すぎのこクラブ）
 BiViつくば(花畑ひろば、こどもの森広場)
 研究学園小学校児童クラブ（子育て総合支援センター、チェリークラブ）
 茎崎交流センター（子育て総合支援センター、みらいくらぶ）
 二の宮交流センター（おひさまクラブ、かつらぎクラブ）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

4③ 一時預かり事業

【幼稚園型】

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

令和5年度評価

幼稚園型

(単位：人)

(単位：人、か所)

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数)	4,231	②確保方策	在園児対象型	6,240	
			施設数	2	
①実際の量 (年間利用人数)	6,939	③実際の確保量	在園児対象型	8,379	A
			施設数	2	A

【幼稚園型以外】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

幼稚園型以外

(単位：人)

(単位：人、か所)

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数)	46,654	②確保方策	全体	45,813	
			うち一時預かり	43,200	
			施設数	30	
①実際の量 (年間利用人数)	21,872	③実際の確保量	全体	70,330	A
			うち一時預かり	68,132	A
			施設数	45	A

「幼稚園型以外」の③実際の確保量のカウント方法

全体 … (ア) + (イ) + (ウ) = 1,937 (人) + 2,198 (人) + 66,195 (人) = 70,330 (人)
 うち一時預かり … (ア) + (ウ) = 1,937 (人) + 66,195 (人) = 68,132 (人)
 施設数 … (エ) + 2 (子育て総合支援センターとつくば子育てサポートサービス) = 45 (施設)

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など(自由記述)】

4④ 病児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

(単位：人、か所)

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数)	1,756	②確保方策	病児対応型	2,880	
			施設数	4	
①実際の量 (年間利用人数)	1,608	③実際の確保量	病児対応型	4,860	A
			施設数	5	A

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

4⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和5年度評価

（単位：人）

（単位：人）

区分					評価
①量の見込み （就学後）	1,262	②確保方策	全体	3,920	/
			うち就学後	1,307	
			提供会員数	245	
①実際の量 （就学後）	756	③実際の確保量	全体	2,954	B
			うち就学後	756	B
			提供会員数	212	B

参考

- ・就学前の子どもを持つ利用者に対する活動は全て乳幼児の一時預かりとみなして、③一時預かり事業の【幼稚園型以外】の「全体」の項目に計上するため、本項目の実績は就学後で評価する。
- ・協力会員181人、利用・協力会員（自身でもサービスを利用し協力会員でもある者）31人の合算値212人を提供会員数として計上した。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※ ③実際の確保量内の「全体」と「うち就学後」について、②確保方策の人数の利用申込みがなかったものの、事業の実施体制は整備されており、利用申込みに対しては、ほとんど全員（※2）に対してサービスを提供できていることからB評価とした。

※2 時間外の保育など利用者のニーズに対応できない場合がある等の理由から、サービス提供に至らないケースが数件ある。

4⑥ 子育て短期支援事業

令和5年度評価

(単位：人)

(単位：人、か所)

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数) (※延べ利用日数 単位：日)	202	②確保方策	確保人数 (※延べ利用日数 単位：日)	153	
			施設数	6	
④実際の量 (年間利用人数) (※延べ利用日数 単位：日)	216	③実際の確保量	確保人数 (※延べ利用日数 単位：日)	216	A
			施設数	9	A

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

事業を委託している近隣の児童養護施設には限りがあり、確保方策人数に限界があり、契約している6施設も定員超過で受け入れが困難である場合も多いため、市内の里親3世帯と委託し、里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やすことができた。

4⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

区分				評価
①量の見込み (出生見込数)	2,213	②確保方策	2,213	
①実際の量 (年間利用人数)	2,281	③実際の確保量	2,281	B

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

②確保方策（2,213人）に対する③実際の確保量（2,281人）としては、103%だが、令和5年度の実際の乳児家庭全戸訪問対象者数2,300人に対しての③実際の確保量は99.2%となるため評価をBとする。

4⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

令和5年度評価

(単位：人、回)

(単位：回)

区分					評価
①量の見込み (延べ人数)	2,235				
①量の見込み (延べ回数)	31,290	②確保方策	延べ回数	31,290	
①実際の量 (延べ人数)	2,203	③実際の確保量	延べ検診回数	25,055	B
①実際の量 (延べ回数)	25,055				

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・妊娠の経過により、妊婦全員が妊婦健康診査を14回受診するわけではないが、実際に必要な回数の健診を受診している。
- ・①量の見込み（延べ人数）は、翌年度の⑦乳児家庭全戸訪問事業の見込み数とリンクしていることから、実人数で計上している。
- ・①実際の量（延べ人数）は、妊婦健康診査の第1回目（14回の中で受診者が1番多い）を計上した。

4④ 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【要保護児童等支援事業】

要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護指導対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の取組を行う事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

区分				評価
①量の見込み (延べ訪問回数)	265	②確保方策 (延べ訪問人数)	265	/
①実際の量 (延べ訪問回数)	177	③実際の確保量	177	

(単位：回)

ホームスタート事業実績 (令和5年度)
問い合わせ件数：49件、説明訪問件数：39件、利用申込数：37件、 許可件数：37件、延べ訪問回数：268件 ※説明訪問と利用申込数の差は、説明訪問時にホームスタート事業の内容を聞いて利用につながらない方が一定数いるため。主な理由は、申込者がホームスタートを単なる無料家事手伝いと考えているケース等。

要保護児童対策地域協議会開催数 (令和5年度)
39

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など (自由記述)】

・養育支援訪問対象者数は変動があるため、②確保方策 (265人) に対する③実際の確保量 (177人) としては、67%だが、実際の養育支援訪問対象者に対しては訪問等で支援しているため評価をBとする。

4⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

令和5年度評価

（単位：人）

（単位：施設）

区分				評価
①量の見込み （一日当たりの利用人数）	248	②確保方策 （施設数）	96	
①実際の量 （一日当たりの利用人数）	1,937	③実際の確保施設 数	107	A

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

4 ⑩ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における服飾の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

区分				評価
①量の見込み (物品購入費等)	15	②確保方策 (物品購入費等)	なし(見込人数に対し100%対応)	
①量の見込み (副食費)	300	②確保方策 (副食費)	なし(見込人数に対し100%対応)	
①実際の量 (物品購入費等)	1	③実際の確保人数 (物品購入費)	1	A
①実際の量 (副食費)	80	③実際の確保人数 (副食費)	80	A

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など(自由記述)】

実際の必要量に対しては100%の供給ができているため、評価はAとしている。

4② 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

令和5年度評価

※プラン中に具体的な見込量、確保方策の記載なし。

◆認可保育所：4施設4法人

（内訳）社会福祉法人 3：既存法人 3（本部県内 1、本部県外 2）

学校法人 1：既存法人 1（本部県外）

◆小規模保育事業：1施設1法人

（内訳）有限会社 1：新規参入 1（本部県内）

【用語】

新規参入：特定教育・保育施設等の運営実績がない法人

既存法人：特定教育・保育施設等の運営実績がある法人

本部市内：法人の本部や本店所在地が市内にある法人

本部県内：法人の本部や本店所在地が県内にある法人（つくば市以外）

本部県外：法人の本部や本店所在地が県外にある法人

4⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

令和5年度評価

【量の見込み】

（単位：人）

区分		令和元年度実績	①見込み	①実際の量
児童クラブ員数	1年生	1,143	1,736	1,378
	2年生	1,112	1,696	1,323
	3年生	869	1,247	1,185
	4年生	598	862	784
	5年生	376	531	498
	6年生	214	282	316
	合計	4,312	6,354	5,484
児童クラブ数		104	166	157

【目標整備量】

（単位：か所、クラブ）

区分	③確保目標	④実際の整備量	評価
新たに開設する公設児童クラブの箇所数	3	2	A
新たに開設する公設児童クラブのクラブ数 （※1）	6	9	A
新たに開設する民間児童クラブのクラブ数	9	9	A

（※1）実際にR5から新たに運営を開始した支援単位数（葛城1、研究学園4、香取台4）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新設校開校（2校）に併せて公設児童クラブ（2か所）を整備していることから、100%の整備ができているためA評価とした。

4 ⑭ 放課後子供教室

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

令和5年度評価

■放課後子供教室のイベント開催

(単位：回)

区分	平成30年度実績	①見込み	②実施回数 (実際の確保数)	評価
イベント実施回数	138	213	110	B

※定期開催除く

■放課後子供教室の定期開催実施校

(単位：校、回)

区分	平成30年度実績	①見込み	②実施回数 (実際の確保数)	評価
学校数	1	4	4	A
イベント実施回数	79	390	369	B

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

放課後子供教室のイベント開催について、年度当初の実施予定回数は126回であったが、インフルエンザ等感染症による学級閉鎖や学校行事の変更により、110回の実施となったため、実施予定回数に対する実際回数で評価しB評価（87%）とした。

また、児童数の規模が大きい学校では、開催場所と参加児童数の都合上、安全な活動スペースが確保できないことから、実施を断念せざるを得なかった。

①子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

令和5年度評価

※プラン中に具体的な見込量、確保方策の記載なし。

<プランに対する実績>

新制度未移行の幼稚園に対しての利用給付については、毎月遅滞なく、円滑に給付することができた。

預かり保育、認可外保育施設の利用児童の保護者に対して行う利用料の償還払いについては、認定情報等から利用見込みのある児童の保護者に対して手続きの案内をし、給付についても遅滞なく円滑に進めることができた。

②茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

令和5年度評価

※プラン中に具体的な見込量、確保方策の記載なし。

<プランに対する実績>

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示について、茨城県と協力・連携をすることで、公平・公正な給付事務を実施することができた。

また、令和6年度より事務の効率化を図るため、施設型給付費における処遇改善等加算の認定事務についての権限移譲を受けたため、茨城県とより連携を深めて遂行する。